

■ Legal Update ■

ミャンマー政府、改正経済特区法公布

法務法人地平ミャンマーチーム

ミャンマー政府は、2014年1月23日、外国投資資本の積極的な誘致のために「改正経済特区法」(Special Economic Zone Law)(以下、本稿で同法)を公布しました。同法は、外国人投資法とともに、外国人投資と関連する主要法律の一つであります。合計12章で構成されており、経済特区開発及び関連機構に関する事項、投資家の義務及び権利、税制恵沢、金融及び保険、紛争解決、土地利用条件などの内容を盛り込んでいます。同法の主要内容は以下のとおりです。

1. 投資手続き

経済特区に投資しようとする外国人投資家は、同法によって設置された経営委員会(Management Committee)へ、投資事業の承認のための申請書を提出しなければなりません(同法第30条)。また、外国人投資家は、経営委員会が定めている期間内に建設を完了し、投資事業の商業生産を開始しなければならない、万一、これを守らなかった場合には、十分な理由を記載して経営委員会に提出しなければなりません。この場合、同委員会の判断によって、投資事業の承認が取り消しになることもあるということに留意する必要があります(同法第31条)。

2. 土地使用

同法は、外国人投資法と比べ、外国人投資家がより長期で土地賃貸ができるように規定しています。すなわち、外国人投資法によれば、外国人投資家は最長70年(基本50年、以後10年ずつ2回延長可)まで土地賃貸が可

能ですが、同法によれば最長75年(基本50年、以後25年間1回延長可)まで土地賃貸が可能になります(外国人投資法第31条、第32条、同法第79条)。

3. 租税恵沢

外国人投資家は、同法によって以下のような租税恵沢が受けられます。

所得税(第40条)	最初5年100%、2番目の5年50%、3番目の5年再投資分50%
商業税(第49条)	サービス企業: 承認期間中免除
	その他企業: 輸出品目に対して免除
関税(第44条)	輸出加工区域内企業が輸入する原材料、機会、装備免除
	その他企業の場合、輸入機械、自動車などは、最初5年間免除、2番目の5年間50%

4. 職員採用

労働者を採用しようとする外国人投資家は、ミャンマー労働関連法令及び最低賃金を遵守しなければなりません(同法第70条)。一方、外国人投資家は、専門的、または、高度の技術が必要な職位でない場合には、ミャンマー内国人のみ採用が可能であり、高度の技術や専門的な職位の場合にも外国人投資家が雇用した社員の中、ミャンマー内国人労働者の比重は、事業開始日から最初2年までは25%、2番目の2年には50%、3番目の2年には75%に達しなければなりません(同法第75条)。

5. 紛争解決

経済特区内で労働者と外国人投資家間において発生した労働関連紛争の場合、まず、経営委員会の主管によって協議及び調停手続きによって解決が進められ、万一、同手続きによって解決されない場合には、ミャンマー労働紛争法によります(同法第76条)。

投資事業と関連する一方紛争の場合、当事者の円満な合意によりますが、それによって解決されない場合には、ミャンマー連邦法を準拠法として解決することを定めています(同法第53条、第54条)。